



グリーン調達ガイドライン

2026年 1月【改訂2版】

株式会社 **ソミックアドバンス**

目次

I. はじめに	1
II. 理念・方針	2
III. 仕入先様への依頼事項	3
1. 環境マネジメントシステムの構築	4
2. 温室効果ガス（GHG）排出量の把握・削減	5
3. 持続可能な資源利用の推進	6
4. 化学物質の管理	7、8
5. 豊かな自然を守る活動の推進	9
IV. 用語集（アルファベット順、50音順）	10
V. その他	11

I. はじめに

私たちソミックアドバンスは、ソミックグループの理念である「人のつながりを大切に、力いっぱいので、世の中の役に立ち、愛される会社となる」を新企業理念に掲げ、次の100年に向けて「お客様に信頼される製品づくり」「環境に配慮した事業活動」を推進しております。

近年、地球環境悪化への懸念が深刻化し、企業に求められる環境への責任と役割は年々高まっております。このような状況の中、ライフサイクル全体で環境負荷低減を推進し、より一層環境に寄り添った事業活動を継続するため、この度ソミックアドバンスとして「グリーン調達ガイドライン」を発行いたします。

これからもお客様のご要望や社会発展への貢献に努め、環境に配慮したものづくりを進めてまいります。お取引先様におかれましても弊社の活動をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

株式会社ソミックアドバンス
代表取締役社長

瀧井 正明

II. 理念・方針

1. 企業理念

人のつながりを大切にし、力いっぱいのもので、
世の中の役に立ち、愛される会社となる。

2. 環境方針

●グループ環境方針

期待の先へ、次世代の笑顔へ

BE A PIONEER 

●ソミックアドバンス環境方針

ソミックアドバンスは、事業活動を通じて、安心・安全な環境を提供する製品を開発し、環境マネジメントシステムの継続的な改善で、世界の人々に笑顔をお届けします。

1. 全員参加で継続的改善を行い、技術的・経済的な視点で環境保護に取り組めます
2. 製品開発から生産活動において、環境に配慮した製品を世界中のお客様に提供します
3. 環境方針を達成する為、環境意識の高い人材を育成します
4. 関連する法令順守、顧客・地域との約束を守ります

3. グリーン調達

ソミックアドバンスは企業の社会的責任を果たすため、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、「グリーン調達」を推進して参ります。

グリーン調達＝環境負荷の少ないもの・サービスを環境保全活動に積極的に
取り組んでいる仕入先様から優先的に調達すること

4. 中長期環境目標

SMHD ホームページ (<https://www.somic-group.co.jp>) をご参照ください。

III. 仕入先様への依頼事項

近年、地球温暖化や気候変動・資源枯渇・生物多様性の喪失など、さまざまな地球環境問題が深刻化しております。持続可能社会の実現を目指し、地球環境との調和に貢献するために以下の取り組みについてご協力をお願いいたします。

依頼事項一覧

項目	※取引内容の分類							提出書類	提出時期
	製品・部品	原材料	副資材①-1	副資材①-2	副資材②	副資材③	物流		
1. 環境マネジメントシステムの構築									
環境マネジメント体制の構築	○	○	○	○	○	○	○	自己評価票	・取引開始時 ・個別依頼時 ・毎年4月時期
事業活動に係る環境取組み	○	○	○	○	○	○	○		
2. 温室効果ガス（GHG）排出量の把握・削減									
CO ₂ 排出量の調査	○	○	○					エネルギー使用量 チェックシートなど	・個別依頼時
3. 持続可能な資源利用の推進									
水インパクトの最小化	○	○	○	○	○	○	○	自己評価票	・取引開始時 ・個別依頼時
サーキュラーエコノミーの推進	○	○	○	○	○	○	○		
4. 化学物質の管理									
「製品・部品・原材料・副資材①」 （最終的に弊社製品に含まれるもの）に関する化学物質の管理									
「製品・部品・原材料」	○	○						・IMDSまたはJAMAシート ・【03M001】適合確認書 ・IMDSまたはJAMAシート ・【03M001】適合確認書 ・SDS	・取引開始時 ・個別依頼時 ・仕様変更時
「副資材①-1」（グリス、塗料など）			○						
「副資材①-2」（梱包・包装資材のみ）				○			SDS		
弊社で使用する「副資材②」 （弊社製品に含まれないもの）に関する化学物質の管理									
「副資材②」					○			SDS	・取引開始時 ・個別依頼時 ・仕様変更時
5. 豊かな自然を守る活動の推進									
豊かな自然を守る活動の推進	○	○	○	○	○	○	○	自己評価票	・取引開始時 ・個別依頼時 ・毎年4月時期

※取引内容の分類

製品・部品：弊社製品となる製品・部品および加工（鍛造、鋳造、熱処理、メッキなど）

原材料：鋼材、樹脂材など製品の一部となる納入材料

副資材①：製品・部品、原材料以外で最終的に弊社製品に含まれるもの
（グリス、梱包・包装資材、塗料など）

副資材②：弊社内で使用される油脂、塗料、溶剤、接着剤、薬品・薬剤、洗浄剤、各種ガス

副資材③：①②以外の副資材（刃具、砥石、軍手、ウェス、機械補修部品など）

物流：弊社からの委託物流、弊社への納入物流

1. 環境マネジメントシステムの構築

1.1 環境マネジメント体制の構築

環境保全活動を組織的に管理、継続的な改善が実現できるマネジメント体制の構築をお願いいたします。

- (1) ISO14001など環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新
- (2) 外部認証取得が難しい場合、環境保全活動を推進し継続的な改善ができる体制の構築

1.2 事業活動に係る環境取り組み

環境法令の順守及び、ライフサイクル全体での環境負荷低減による環境パフォーマンス向上への取り組みをお願いいたします。

外部認証の取得状況・環境パフォーマンスなど適宜確認いたします。

なお、サプライチェーン全体の環境マネジメントを実現するために、皆様の仕入先様へも本内容と同等の展開をお願いいたします。

2. 温室効果ガス（GHG）排出量の把握・削減

ライフサイクル全体の温室効果ガス（GHG：GreenHouse Gas）排出量削減に取り組むため、製品・サービス等を含む積極的な GHG 排出量削減をお願いいたします。

（1）購入資材における GHG 排出量の削減

- ・ 部品の軽量化などによる原材料の使用削減
- ・ 製造時の GHG 排出量の少ない原材料の活用推進

（2）生産における GHG 排出量の削減

仕入先様の拠点における GHG 排出実績や削減取り組みなどを指定の調査票にて確認いたします。（対象の仕入先様には個別にご連絡いたします）

（3）物流における GHG 排出量の把握・削減

（4）廃棄・リサイクルにおける GHG 排出量の削減

3. 持続可能な資源利用の推進

3.1 水インパクトの最小化

水使用量の最小化及び、排水の水質向上をお願いいたします。

- (1) 雨水の利用
- (2) 工場等での水の循環利用
- (3) 排水の水質向上
- (4) 取水源の保全

水使用実績などを指定の調査票にて確認いたします。

(対象の仕入先様には個別にご連絡いたします)

3.2 サーキュラーエコノミーの推進

資源有効活用の最大化や環境負荷の最小化など、サーキュラーエコノミーに関する取り組みにご協力をお願いいたします。

- (1) 納入製品における資源有効活用のための技術開発
- (2) 製品使用後の廃却時における適正処理・リユース・リサイクルを考慮した製品開発
- (3) 生産における廃棄物の最小化とリサイクルの推進
- (4) 物流における梱包・包装資材の使用量削減

4. 化学物質の管理

弊社は、E L V指令、R E A C H規制、化審法など、国内外における法規制に先行して化学物質の管理（禁止物質の不使用、使用状況の把握、規定の見直し等）およびリサイクル率向上への取り組みを推進しています。仕入先様におかれましても、下記項目に関する関連法令・ソミック標準類に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いいたします。

4.1 製品含有に関する化学物質の管理「製品・部品、原材料、副資材①」

(1) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理

ソミックアドバンス技術標準「環境負荷物質の管理方法（03M001）」に従った管理や指定期日までにIMDSまたはJAMAシートの提出をお願いいたします。

〈管理〉

- ・化学物質の廃止、削減および使用情報の管理
- ・必要に応じた開発、設計、生産準備、量産段階において工程監査の実施
- ・購入部品、原材料管理、製造工程での混入防止の実施

〈提出〉

- ・部品、原材料の新規設定、材料変更および重量変更が発生した場合
- ・部品、原材料に対し材料・化学物質データ調査依頼
(対象の仕入先様には個別にご連絡いたします)

「環境負荷物質の管理方法（03M001）」は各国の法規動向や顧客要求、弊社方針に合わせ最新版を送付いたします。

弊社は、化学物質・リサイクル率管理のツールとして、IMDSまたはJAMAシートによる材料データ管理をグローバルに進めています。

IMDSの入力方法は「IMDSユーザーマニュアル」(*)をご参照ください。

(*)<https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/new2imds>より入手可能

(2) 梱包・包装資材の化学物質の管理

梱包・包装資材は、上記「環境負荷物質の管理方法（03M001）」に規定した禁止・制限物質含有を防止するため、弊社が選定した材料を変更しないよう管理をお願いします。

(3) 樹脂・ゴム部品の材質表示

本件に関わる法規は欧州に始まり拡大の傾向にあります。国際統一規格に対応した材質表示を仕向地によらず導入しています。

100g以上の樹脂部品・200g以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。

4.2 弊社拠点で使用する化学物質の管理「副資材①-2の一部(※)・副資材②」

副資材②の新規採用時には弊社採用計画部署へ「安全データシート(SDS)」を提出していただき、弊社による使用承認後に納入をお願いいたします。

SDSは最新状態を保つため、法改正などにより記載内容が変更になった場合や定期更新時は速やかに最新版の提出をお願いいたします。

※防錆油・防錆剤など化学物質の安全性確認が必要なモノ
(段ボール等は含まない)

4.3 仕入先様の事業活動における化学物質の管理

仕入先様の事業活動における化学物質の管理もお願いいたします。

- ・ VOC 排出量の削減
- ・ PRTR 対象物排出量の削減

5. 豊かな自然を守る活動の推進

生物多様性に対する最大限のご配慮と豊かな自然を守る活動の推進をお願いいたします。自然保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲で実施をお願いいたします。

IV. 用語集 (アルファベット順、50音順)

(1) E L V指令 (End-of Life Vehicles)

欧州において、2000年に発効された「使用済み自動車指令(E L V指令:2000/53/EC)」。使用済み自動車による環境負荷削減のために、製品に含まれる化学物質の使用制限と、高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替え品がない用途には適用除外の項目もある。

(2) G A D S L (Global Automotive Declarable Substance List)

I M D S 申告時に利用する日欧米の自動車、部品、化学メーカーで合意された業界共通の管理化学物質リスト。最新版は <http://www.gadsl.org/> より入手可能。

(3) G H G (Greenhouse Gas)

地球規模における気候の温暖化をもたらす要因となる二酸化炭素やメタン、フロンガスなどの温室効果ガスの総称。

(4) I M D S (International Material Data System)

E L V 指令を念頭に、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力する自動車業界標準の材料データ収集システム。*対象物質はG A D S L 最新版を利用

(5) I S O 14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格。

(6) J A M A シート

製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、一般社団法人日本自動車工業会(J A M A) および一般社団法人日本自動車部品工業会(J A P I A)にて合意された帳票。

(7) P R T R (Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害性のある化学物質が、指定有害物質を一定量以上取り扱う事業所から、どのくらい環境中に排出または移動したかというデータを把握、集計し、公表する仕組み。

(8) R E A C H 規制

欧州において、2007年に発効された「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則<(EC)No1907/2006>」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。

(9) S D S (Safety Data Sheet)

安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを、安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。

(10) V O C (Volatile Organic Compounds)

塗装や接着剤の溶剤など、常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

(11) 化審法

日本において、1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止するために、新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有毒性に応じて輸入や製造について規制している。

(12) ライフサイクル

製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階。

V. その他

- (1) 本ガイドラインは法規制、社内規定の改訂により適宜見直し改版を行います。
- (2) 本ガイドラインは弊社の業務に関わる皆様全員へ周知をお願いいたします。
- (3) ご提出いただいた資料は弊社の環境活動に使用させていただきますが、認証機関などの公的環境関連機関、弊社納入先のお客様から要求があった場合には、情報提供させていただきます場合がございます。予めご了承くださいませようをお願いいたします。
- (4) 本件に関するお問い合わせは下記をお願いいたします。

生産部 生産管理室 生管・調達G EMS担当（全般の窓口）

TEL 053-428-3390 FAX 053-428-5170

発行部署 生産部 生産管理室

改版履歴

版数	日付	改訂理由	改訂項目	改訂内容
1	2023年11月	初版発行	—	—
2	2026年1月	環境変化に合わせて内容を更新	II. 理念・方針	グリーン調達の内容見直し 中長期目標を追加
			III. 仕入先様への依頼事項	依頼事項を5項目に変更すると共に内容を見直し 1. 環境マネジメントシステムの構築 2. 温室効果ガス（GHG）の把握・削減 3. 持続可能な資源利用の推進 4. 化学物質の管理 5. 豊かな自然を守る活動の推進
			IV. 用語集	内容を見直し
			V. その他	項目（2）を追加